

工作物に関する確認検査手数料表

令和6年4月1日施行

工作物の確認手数料

単位：円(非課税)

令第138条第1項及び第3項(第2号を除く)	<新設>	同項各号に掲げるもの	高さ	手数料
			4m以内	21,000
			4m超10m以内	28,000
			10m超15m以内	41,000
			15m超20m以内	50,000
	20m超	60,000		
	<計画変更>	直前の確認を当センターで受けたもの (当センター以外で確認を受けたものは新設とみなします。)	4m以内	15,000
			4m超10m以内	22,000
			10m超15m以内	35,000
			15m超20m以内	42,000
20m超			50,000	
令第138条第2項	<新設>	乗用EV又はエスカレーターで 観光用のもの	設置数	手数料
			3以下	21,000
			4以上9以下	19,000
	<計画変更>	直前の確認を当センターで受けたもの(当センター以外で確認を受けたものは新設とみなします。)	10以上	17,000
			3以下	18,000
			4以上9以下	15,000
	2号及び3号	遊戯施設等	10以上	12,000
別途見積				

工作物の完了検査手数料

単位：円(非課税)

令第138条第1項及び第3項(第2号を除く)	同項各号に掲げるもの	高さ	手数料	
		4m以内	21,000	
		4m超10m以内	30,000	
		10m超15m以内	44,000	
		15m超20m以内	53,000	
		20m超	62,000	
令第138条第2項	1号	乗用EV又はエスカレーターで 観光用のもの	設置数	変更手数料
			3以下	30,000
			4以上9以下	27,000
	2号及び3号	遊戯施設等	10以上	24,000
			別途見積	

- (注)1 工作物の令第138条第1項第2号(鉄柱等)に該当する物件は15m、第3号(広告塔等)に該当する物件は4mを超える部分からの高さになります。
 2 確認済証を当センター以外で受けたものの完了検査手数料は、確認申請手数料を加算します。
 なお、当該加算する手数料は完了検査申請前に必要とする再チェックを行う際に徴収します。

①手数料の減額

・確認申請及び完了検査の件数が4件以上の同時申請の場合は、4件目から1,000円減額します。

②遠隔地の手数料の増額(完了検査)

下記の村区域別の額を加算して下さい。

単位：円(非課税)

1. 宇陀郡(曾爾村、御杖村)吉野郡(川上村、東吉野村)の場合	10,000
2. 吉野郡(天川村、野迫川村、下北山村、上北山村、十津川村)の場合	17,000

③経過措置

令和6年3月31日までに事前審査願書を受理した物件の審査及び検査手数料については、従前の手数料を適用します。また、計画変更に係る手数料についても、当初の事前審査願書の受理が令和6年3月31日までの物件は、従前の手数料を適用します。

支払方法

現金(口座振込みの場合もご相談に応じます。)